

地方自治法第 179 条専決処分に対する議長声明

令和 8 年 7 月 2 日開催の第 321 回臨時会において、再議の結果、補正予算の原案が否決となりました。市長は地方自治法第 177 条第 2 項の義務費の予算計上をおこなうことをせず、補正予算の原案すべてを専決処分しました。この専決処分について、次のとおり市長へ議長声明を提出しました。

加 議 第 214 号
令和 8 年 7 月 3 日

加西市長 高橋晴彦 様

加西市議会議長 中右憲利

地方自治法第 179 条専決処分に対する議長声明

令和 8 年度一般会計補正予算（第 1 号）について、令和 8 年 7 月 2 日に行った地方自治法第 179 条の専決処分は、同法の規定に照らし適法性に重大な疑義があり、議会の権能を損ない、議会制民主主義の根幹を揺るがす極めて重大な問題であり、強く遺憾の意を表明します。

上記の議長声明を市長に提出した後、下記のとおり市長から議長へ議長声明に対する意見の提出がありました。

加総総第 504 号
令和 8 年 7 月 6 日

加西市議会議長 中右憲利 様

加西市長 高橋晴彦

議長声明に対する意見について

令和 8 年 7 月 3 日付け、加議第 214 号で通知された議長声明について、下記のとおり意見を申し上げます。

記

再議制度及び再議に係る提案説明も全く理解されず、2 回にも及ぶ再議を経てもなお、地方自治法の趣旨に反する議決が行われるとともに、議長からは議決放棄ととれる発言があったため、これ以上の再議を断念し、やむを得ず専決処分を行ったものであります。

なお、来庁者用駐車場の不足については、7 月 2 日の状況（満杯）を見ればお分かりいただけるものと思います。

「議会改革度調査 2025」で全国 52 位



議会改革度調査とは

早稲田大学デモクラシー創造研究所が実施する「議会改革度調査」は、全国の自治体議会を対象に、「政策力の強化」「主権者の参画」「議会機能の強化」などの項目でその取り組みを数値化し、ランク付けを行うものです。このたび、加西市議会は全国の議会（※）の中で 52 位（2024 年は 54 位、2023 年は 104 位）に選ばれました。

（※都道府県及び市区町村議会 1,788 議会のうち、回答のあった 1,372 議会中の順位です。なお、市区議会の中で 41 位、兵庫県内で 2 位でした。）

加西市議会が評価されたポイント

今回の調査では、特に以下の点において高い評価をいただきました。

- ・政策力の強化：本会議・委員会におけるタブレット・PC 持込状況、予算等の修正権の行使。
- ・主権者の参画：議会報告会の開催、議会のライブ中継やホームページでの情報発信。
- ・議会機能の強化：議会基本条例の制定、災害に対する議会としての備え。